

第401回

五島海区漁業調整委員会議事録

月 日：令和5年8月18日（金）

場 所：五島振興局4階A会議室
長崎県五島市福江町7番1号

第401回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和5年8月18日(金) 9時45分から11時8分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階A会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和5年8月7日(月)
【発送年月日:令和5年8月7日(月)】
4. 公示日 : 令和5年8月7日(月)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、川上委員、草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : 有川町漁業協同組合委員
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 坪内事務局長、瀬川事務局次長、水田係長、柴田書記
10. 議題 :
 - 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - その他 令和5年8月31日に有効期限の満了する委員会指示の取扱いについて

第401回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和5年8月18日（金）9時45分から11時8分まで
場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

- 事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第401回五島海区漁業調整委員会を開催します。はじめに、熊川会長からご挨拶をお願いします。
- 熊川会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございました。
- 熊川会長 それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
- 事務局 本日は、有川町漁業協同組合委員が所用のため欠席されておりますが、10名中9名の委員が出席されています。
出席者が過半数を超えていますので、漁業法第101条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
- 熊川会長 これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思えます。慣例に従いまして、今回は「大久保委員」と「草野委員」にお願いしたいと思えますが、ご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「大久保委員」と「草野委員」をお願いします。
- 熊川会長 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、
第1号議案 漁業権一斉切替に係る共同、定置、区画漁業の免許について（諮問）
第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
その他 令和5年8月31日に有効期限の満了する委員会指示の取扱いについて となっております。

熊川会長 それでは、第1号議案 漁業権一斉切替に係る共同、定置、区画漁業の免許について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の本体資料の2ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）
（資料説明）

事務局 審査方法についてですが、共同、定置、区画の漁業権に分けて行いたいと考えております。

熊川会長 ただ今の事務局からの審査方法の提案に、意見、ご質問等はありませんか。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 事務局の提案のとおり、審査は共同、定置、区画の漁業権に分けて行います。

事務局 それでは、お手元の本体資料の3ページをご覧ください。共同漁業における免許申請状況の概要をご説明します。

事務局 （申請概要説明）

事務局 それでは、免許申請審査表の見をご説明します。お手元の別冊資料1-②の4ページをご覧ください。

事務局 （審査表の見方説明）

事務局 （審査方法の提案）
それでは次に、免許の審査方法をご説明します。
今回の免許申請で競願はありませんでしたので、申請者の適格性を審査し、免許することについての答申を決定していただくこととなります。
なお、答申の決定は、事務局からの説明終了後、申請者である関係漁協ごとに決定していただければと、考えております。

| | |
|------|---|
| 熊川会長 | ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。 |
| 各委員 | (意見、質問等なし) |
| 熊川会長 | <p>特にご意見、ご質問等もないようですので、審査方法については事務局提案のとおり、事務局からの説明終了後、関係漁協ごとに採決することとします。</p> <p>それでは、共同漁業の免許について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>別冊資料1-②共同漁業の免許申請審査表により、免許申請について、漁協ごとに説明します。</p> <p>なお、別冊資料1-①共同漁業の漁場連絡図も必要に応じてご覧いただくようお願いします。</p> <p>(資料説明)</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 熊川会長 | ただいま事務局から説明がありました内容についてご審議をお願いします。 |
| 高山委員 | 共同漁業の免許申請審査表の4ページ五共第13号の正組合員数の記載が神部漁協になっている。 |
| 事務局 | <p>ご指摘のとおり記載に誤りがありましたので、関係個所(組合総会の通知日、開催年月日、正組合員数、出席正組合員数)を修正します。</p> <p>なお、関係個所の修正で審査に不都合は生じないことを申し添えます。</p> |
| 熊川会長 | 他にご意見、ご質問等はありませんか。 |
| 各委員 | (意見、質問等なし) |
| 熊川会長 | <p>他にご意見等もないようですので、共同漁業の免許について、関係漁協毎に採決します。</p> <p>まずは、新魚目町漁協分、五共計第1号、第2号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第1号、第2号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、有川町漁協分、五共計第3号から第8号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第3号から第8号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、浜串漁協分、五共計第9号から第11号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第9号から第11号共同漁業免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、若松町中央漁協、神部漁協分、五共計第12号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第12号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、若松町中央漁協分、五共計第13号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第13号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、上五島町漁協分、五共計第14号から第16号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第14号から第16号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、若松漁協分、五共計第17号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第17号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、奈留町漁協分、五共計第18号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | <p>ご異議もないようですので、五共計第18号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>つづきまして、五島ふくえ漁協分、五共計第19号から第21号、第23号、第24号、第26号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p> |

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五共計第19号から第21号、第23号、第24号、第26号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

つづきまして、五島ふくえ漁協、五島漁協分、五共計第22号、第25号、第33号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五共計第22号、第25号、第33号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

つづきまして、五島漁協分、五共計第27号から第32号共同漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五共計第27号から第32号共同漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で共同漁業の審議を終了します。

続きまして、定置漁業の免許について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、お手元に配布している定置漁業の資料について、説明します。

お手元の本体資料の38ページから56ページは、本年3月31日付けで告示されました「免許の内容たるべき事項」、いわゆる漁場計画に、免許申請者の情報を追加した資料となります。

その他に、別冊資料をご用意しています。別冊資料1-③が定置漁業の漁場連絡図です。必要に応じてご覧下さい。

また、別冊資料1-④は定置漁業の免許申請審査表で、免許申請の状況はこの資料で説明します。

事務局 はじめに、定置漁業の免許申請概要を説明します。
本体資料の37ページをご覧ください。
(申請概要説明)

事務局 それでは、免許申請審査表の見方をご説明します。お手元の別冊資料
1-④の11ページをご覧ください。
(審査表の見方説明)

事務局 それでは次に、免許の審査方法についてご説明します。
(審査方法の説明)
今回の免許申請で競願はありませんでしたので、申請者の適格性を審査し、免許することについての答申を決定していただくこととなります。
なお、答申の決定は、事務局からの説明終了後、申請者ごとに決定していただければと考えています。

熊川会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 特にご意見、ご質問等もないようですので、審査方法については事務局提案のとおり、事務局からの説明終了後、申請者ごとに採決することとします。
それでは、定置漁業の免許について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、別冊資料1-④定置漁業の免許申請審査表により、免許申請について、申請者ごとに説明させていただきます。
なお、別冊資料1-③定置漁業の漁場連絡図も必要に応じてご覧いただくようお願いします。

事務局 (資料説明)
以上、五島海区において免許申請がなされた定置漁業37件の説明を終了します。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま事務局から説明がありました内容についてご審議をお願いします。

| | |
|------|--|
| 各会員 | (意見、質問等なし) |
| 熊川会長 | 他にご意見等もないようですので、第1号議案のうち、定置漁業について採決に入ります。 |
| 熊川会長 | 五定計第1号から第3号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第1号から第3号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第4号から第5号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第4号から第5号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第6号から第9号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第6号から第9号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |

熊川会長 次に、五定計第10号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第10号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第11号と第12号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第11号と第12号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第13号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第13号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第14号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

| | |
|------|--|
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第14号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第15号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第15号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第16号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第16号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第17号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、五定計第17号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、五定計第18号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご |

異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第18号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第19号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第19号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第20号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第20号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第21号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第21号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定

します。

熊川会長 次に、五定計第22号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第22号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第23号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第23号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第24号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第24号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第25号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第25号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第26号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第26号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第27号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第27号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第28号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第28号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第29号と第31号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第29号と第31号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第30号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第30号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第32号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第32号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第33号と第34号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第33号と第34号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第35号と第36号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第35号と第36号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五定計第37号定置漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五定計第37号定置漁業の免許申請については、諮問原案どおり、免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

 以上で定置漁業の審議を終了します。

熊川会長 引き続き、第1号議案のうち、区画漁業について事務局の説明を求めます。

事務局 まず、お手元に配布している資料について説明いたします。

 お手元の本体資料の58ページから167ページは、本年3月31日付けで告示されました「免許の内容たるべき事項」、いわゆる漁場計画に、免許申請者の情報を追加した資料となります。

 その他に、別冊資料をご用意しています。別冊資料1-⑤が区画漁業の漁場連絡図で、必要に応じてご覧下さい。

 また、別冊資料1-⑥は、区画漁業の免許申請審査表となり、免許申請の状況は、この資料で説明します。

事務局 本体資料の57ページをご覧ください。区画漁業における免許申請状況の概要を説明します。
(申請概要説明)

事務局 それでは、免許申請審査表の見方をご説明します。お手元の別冊資料1-⑥の32ページをご覧ください。

事務局 (審査表の見方説明)

事務局 それでは次に、免許の審査方法を説明します。
(審査方法の説明)
今回の免許申請で競願はありませんでしたので、申請者の適格性を審査し、免許することについての答申を決定していただくことになります。
なお、答申の決定については、事務局からの説明終了後、関係漁協ごとに決定していただければと考えています。

熊川会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 特にご意見、ご質問等もないようですので、審査方法は事務局提案のとおり、事務局からの説明終了後、関係漁協ごとに採決することとします。
それでは、区画漁業の免許について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、別冊資料1-⑥区画漁業の免許申請審査表により、免許申請について、申請者ごとに説明させていただきます。
なお、別冊資料1-⑤区画漁業の漁場連絡図も必要に応じてご覧ください。

事務局 (資料説明)

事務局 以上、五島海区において免許申請がなされた区画漁業220件の説明を終了します。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま事務局から説明がありました内容についてご審議をお願いします。
ます。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見等もないようですので、第1号議案のうち、区画漁業について採決に入ります。

熊川会長 まず、新魚目町漁協関係の五区計第500号以下2件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、新魚目町漁協関係の五区計第500号以下2件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、有川町漁協関係の五区計第502号以下3件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、有川町漁協関係の五区計第502号以下3件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、上五島町漁協関係の五区計第504号以下57件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、上五島町漁協関係の五区計第505号以下57件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

| | |
|------|---|
| 熊川会長 | 次に、若松町中央漁協関係の五区計第521号以下59件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、若松町中央漁協関係の五区計第521号以下59件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、神部漁協関係の五区計第1033号以下19件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、神部漁協関係の五区計第1033号以下19件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、若松漁協関係の五区計第534号以下9件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、若松漁協関係の五区計第534号以下11件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。 |
| 熊川会長 | 次に、奈留町漁協関係の五区計第537号以下14件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |

熊川会長 ご異議もないようですので、奈留町漁協関係の五区計第537号以下14件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五島ふくえ漁協関係の五区計第543号以下13件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五島ふくえ漁協関係の五区計第543号以下13件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 次に、五島漁協関係の五区計第545号以下33件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五島漁協関係の五区計第545号以下33件について、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 以上で、第1号議案の審議を終了します。

熊川会長 それでは、第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の169ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。

（申請書朗読）

（資料説明）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

熊川会長 ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申すること
に決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 続きまして、その他 令和5年8月31日に有効期限の満了する委員会指示の取扱いについて、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の本体資料の176ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、その他 令和5年8月31日に有効期限の満了する委員会指示の取扱いについては、ただいま事務局から説明があった内容で、事務局の方で作業を進め、次回の委員会の議題として審議することよろしいでしょうか。

| | |
|------|--|
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、説明のとおり、事務局の方で作業を進め、次回の委員会の議題として審議したいと思います。 |
| 熊川会長 | これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。 委員の方から、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。 |
| 各委員 | (意見、質問等なし) |
| 熊川会長 | 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。 |
| 事務局 | 次回は9月中旬から下旬に、主な議案は2件の五島海区漁業調整委員会指示の発動についてで、1件目は「福江港湾地区内における水産動植物採捕の制限」、2件目が「定置漁業の保護区域」を予定しております。 |
| 熊川会長 | このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。 |
| 各委員 | (意見、質問等なし) |
| 熊川会長 | 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。 |